

財 関 第 1212 号  
令和5年12月15日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和6年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙2-1のように改める。

税関様式C第1045号

税関様式C第1045号-2

税関様式C第1045号-3

2. 別紙2-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。